

令和4年4月14日発信

## プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

### I. プラスチック資源循環促進法に関する制度説明会について

農水省より、4月1日より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について、再周知がありましたので、お知らせします。

同封いたしました「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出をしている幅広い事業者（小規模事業者を除きます。）に関係するものです。

排出事業者のうち前年度排出量が250トン以上の事業者は「多量排出事業者」とされ、判断基準に基づく取組が著しく不十分であった場合、勧告・公表・命令・罰則等の法措置となることがあります。（多量排出事業者以外の「排出事業者」は始動・助言等の法措置まで）

詳しくは下記のホームページをご覧ください。

○環境省の特設サイト「プラスチック資源循環」

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

○法令や各種手引き等

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei>

○事業者・自治体の方へ

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro>

○制度説明の動画及び資料

<https://plastic-circulation.env.go.jp/setsumeikai>

○よくある質問

<https://plastic-circulation.env.go.jp/etc>